

(暗号資産交換業者に関する内閣府令の一部改正)

暗号資産交換業者に関する内閣府令(平成二十九年内閣府令第七号)の一部を次のように改正する。

別紙様式第八号及び別紙様式第九号中「~~五~~」を削る。

別紙様式第十一号第1面及び別紙様式第十二号第1面中「~~令~~」を「~~令~~」に改める。